

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十二年一月十五日〇・四五パーセント

年額面金額百円につき百円

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた発行から償還までの期間が九

六	五	四	三	二	一
振替単位	額面金	最低額面	発行額	用等法項の適	号行法律及の根そ拠記

個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第二十九回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。額面金額で五百四十五億七千七百三十四万円

○財務省告示第二十九号
個人向け国債の発行等
年財務省令第六十八号
基づき、平成二十二年一月二日
向け国債の発行条件等を
平成二十二年一月二日
基づき、平成二十二年一月二日
年財務省令第六十八号
個人向け国債の発行等
○財務省告示第二十九号

財務大臣 菅直人

○財務省告示第二十九号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
。

十 十 十 十 十
七 六 五 四 三

の 中 払 払 償 償
取 途 辻 辻 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

平成三十一年一月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十二年一月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
三年一月十五日以後において行

$$\text{額面金額} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十九号に規定する第二期以後の利子の適用利率

額面金額 × 0.45
100 ───────── × 1
2

十二 第二期以

十一
初期利子

中途換金の特例

のす個一債かる百害とつ条法みのと受する（昭和国に
 買る人月をつ災十救すての律、居き益者特別十二年
 取こ向十有た害八助るは十第地住に者を別障一十
 金とけ五すとが号法。、九六方すはそ含む害者扶
 額が国日るき発）（当第十自る市の四第法律第一
 はで債前者に生に昭の該一七治法町相扶養一項
 、きのでがはしよ和区市項号村続）（昭人信一
 次の中あ、當二域又の）（第二和特が死託契に十
 のも途つ平該當救十には指定二二別、死託契に十
 の換て成個該助二お當定二二別、死託契に十
 と金も二人災の年い該都百二別、死託契に十
 しを、十向害行法て市市五十区又亡契約規三税個
 、請當三けにわ律、のに十二をはし約規三税個
 そ求該年国かれ第災区あ二年含そたの定号法人

する。算式により算出した金額は、
 次の算式により算出した金額は、
 額面金額 + 経過利子に相当する。
 の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$

払元利金支所

(一) それぞれの算式により算出した
金額とする。
平成二十二年七月十五日から
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する
金額 × $\frac{8.0}{100}$ + 経過利子に相
当する金額)
平成二十二年七月十五日前
の額面金額 - 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する

(二)

日本銀行
平成二十二年七月十五日前
の額面金額 - 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する